

学術奨励賞規定

平成6年6月23日制定

(趣旨)

第1条 本規定は、公益社団法人日本薬理学会（以下「本会」という）定款第4条第3号に基づき授与する学術奨励賞（以下「奨励賞」という）について定めるものである。

(対象)

第2条 奨励賞は、本会会員で薬理学の進歩に寄与する顕著な研究を発表し、将来発展の期待される研究者に対し授与する。ただし、研究業績はその主要な部分が日本国内で行われたものに限る。

(授与)

第3条 奨励賞授与は毎年3件以下とし、おのおの賞状及び副賞を贈る。

(資格)

第4条 奨励賞の受賞者は、会員歴及び研究歴5年以上で、受賞の暦年の4月1日において男性にあつては満40才未満、女性にあつては満45才未満の者とする。

(選考)

第5条 奨励賞受賞者の選考は、別に定める「学術奨励賞受賞者選考規定」による。

(受賞者)

第6条 受賞者は、年会においてその業績について受賞講演を行い、かつ、原則として受賞年度内に日本薬理学雑誌または Journal of Pharmacological Sciences に受賞業績に関する総説を投稿する。

附 則 本規定は平成6年10月4日より施行する。

附 則 本規定は平成7年3月27日より施行する。

附 則 本規定は平成8年3月20日より施行する。

附 則 本規定は平成12年3月23日より施行する。

附 則 本規定は平成13年3月21日より施行する。

附 則 本規定は平成22年3月16日より施行する。

附 則 本規定は平成24年1月4日より施行する。

附 則 本規定は平成28年7月8日より施行する。

2 第3条の副賞の額は10万円/件とする。

学術奨励賞受賞者選考規定

平成6年6月23日制定

(趣旨)

第1条 本規定は、公益社団法人日本薬理学会の学術奨励賞規定第5条に基づき学術奨励賞（以下「奨励賞」という）の受賞者を選考するための手続きを定めるものである。

(選考委員会)

第2条 奨励賞受賞者選考は、賞等選考委員会において行う。

(推薦期日)

第3条 理事長は、毎年理事会の議を経て5月末日までに奨励賞受賞候補者の募集を日本薬理学会ホームページに公告する。推薦の締切は8月末日とする。

(推薦方法)

第4条 学術評議員は、受賞候補者を理事長に推薦することができる。

2 受賞候補者の推薦に際しては、所定の推薦書、推薦理由書及び推薦研究業績論文のうち主なもの3篇（掲載が受理されたものを含む）を提出しなければならない。

(決定)

第5条 賞等選考委員会委員長は、10月末日までに選考の経過並びに結果について理事長に報告する。理事長はその答申結果を理事会に付議し、奨励賞受賞者を決定する。

附 則 本規定は平成6年10月4日より施行する。

附 則 本規定は平成7年3月27日より施行する。

附 則 本規定は平成12年3月23日より施行する。

附 則 本規定は平成24年1月4日より施行する。

附 則 本規定は平成25年5月25日より施行する。